

政務活動費の概要

1 制度

平成 11 年に地方分権一括法が制定され、さらに平成 18 年には地方分権推進法が制定されるなど、地方分権改革が推し進められています。この地方分権改革により地方公共団体の権限が拡大され、その責任と役割が重要化するなか、地方議会の責任と役割も増大しています。

このため議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化することが不可欠であり、議員の活動の充実強化が図られなければならないことから地方自治法が改正され、政務調査だけでなくその他の活動に対しても交付されるように改正されました。（地方自治法第 100 条第 14 項）

2 政務活動費とは

政務活動費は、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項まで、及び丹波市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、丹波市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派若しくは会派に属さない議員（以下「会派等」という。）に交付されるものです。

3 政務活動費交付の根拠となる法律、条例等

議員に対する政務活動費の交付の根拠は、次の法律、条例及び規程となっています。

- ・地方自治法（第 100 条第 14 項～第 16 項）
- ・丹波市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」）
- ・丹波市議会政務活動費の交付に関する規則（以下「規則」）

4 条例の主な規定

●交付対象及び交付額

会派等に対し、会派等の所属議員数に月額 10,000 円を乗じた額を上限に交付する。

●使途基準

使途基準は、条例別表及び政務活動費マニュアルに示す使途例示とする。

●収支報告書

収支報告書を半期ごとに半期終了後 30 日以内に議長に提出する。

●交付請求

収支報告書の提出後、当該半期に属する政務活動費を交付額の範囲内で速やかに市長に請求する。（実費に対して交付される。）

●収支報告書の保存

議長は、収支報告書及び領収書等（写し）を5年間保存する。

情報公開：丹波市情報公開条例により開示請求の対象となる。

このため、会派等が会計帳簿、証拠書類等を保存する年限も5年となる。

5 使途基準の運用指針（条例第7条）

政務活動費の支出にあつては、条例、規則に基づき適正に取り扱われますが、使途基準の判断にばらつきが出るおそれがあるため政務活動費マニュアルに使途例示を示しています。

項目	備 考
交通費	・旅費は丹波市職員等の旅費に関する条例を準用する。
宿泊費	・宿泊費は甲地 10,900 円、乙地 9,800 円を限度に実費とする。 ※なお、宿泊料金（室使用料及び宿泊に伴う諸雑費）のみとし、 <u>夕・朝食の飲食代は対象外</u> とする。
借上料	・交通機関が不便であり、やむを得ずタクシー・レンタカー等を利用した場合の実費 ・市外への出張は交通機関の利用を原則とするが、交通機関の利用が不便などの理由により、私用車を借り上げた場合（社会通念により判断） ・会議のための会場使用料、器材使用料の実費
負担金 参加費	・負担金又は参加費（食料代・レセプションに係る経費は除く） ・指導料またはテキスト代等の実費
通行料 駐車料	・政務調査に係る経費の実費
燃料代	・私用車を使用された場合の燃料費の実費（出発時に燃料を満タンにし、帰宅時にも満タンにし、給油伝票等を保管） ・会議等に要する燃料代
謝 金 謝 礼	・講師に支払う謝金（旅費も含む）の実費 ・視察先へのお礼（3,000 円以内の品物）
図書購入費	・政務活動に関係する図書購入の実費（新聞、雑誌等は除く）
備品購入費	・会派活動に必要な備品購入（リースも含む）経費
印刷製本費	・議会活動及び市政に関する政策等の広報発行に要する経費 ・会派等で行う調査研究のための資料印刷、コピー代等 ・会議等の資料作成費

食料費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等の飲食代(1食2,000円を限度) ・会議(議員だけの会議は除く)の茶菓子代
事務費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務消耗品、等
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・会派活動に必要な調査委託、等
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・折込料、郵券料、振込み手数料、等

※政務活動費の対象外経費

- ・餞別、慶弔、寸志、見舞金、電報、名刺印刷等の交際費的な経費
- ・後援会に係る経費
- ・政党が主催する研修会への参加経費
- ・党費、党大会賛助金、党大会参加に係る経費等、政党本来の活動に属する経費、政党の機関紙購読料
- ・選挙活動に伴う経費
- ・レセプション、レクリエーション等の経費
- ・議員の飲食に係る経費
- ・その他政務活動に直接関係のない経費